

様式第8の2

電源立地地域対策交付金事業評価報告書

3総第599号
令和4年1月20日

福島県知事 内堀 雅雄 様

住 所 福島県東白川郡塙町大字塙字大町三丁目2番地
市町村の名称 塙町
及びその長の氏名 塙町長 宮田 秀利 印

令和3年6月1日付福島県指令地づ第335号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金にかかる交付金事業の成果の評価について、福島県市町村電源立地地域対策交付金交付要綱第9条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

- (注)
- (1) 別紙は次の事業評価個表の様式によること。
 - (2) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別紙

I. 事業評価総括表（令和3年度）

（単位：円）

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接 交付金事業者名	交付金事業に要した 経費	交付金充当額	備考
1	地域活性化等措置	町立保育園運営事業	埴町	7,264,455	4,762,000	

（備考）事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

II. 事業評価個表（ 令和3年度 ）

番号	措置名	交付金事業の名称					
1	地域活性化等措置	町立保育園運営事業					
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		埴町					
交付金事業実施場所	埴町立はなわこども園（埴町大字埴字材木町70番地10）						
交付金事業の概要	町立保育園運営に係る保育士2名（正規職員）の person 費（令和3年6月～令和3年12月までの給与、6月・12月支給の期末手当、勤勉手当）に交付金を充当する事業です。						
交付金事業に関する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標	居住地として本町を選択してもらうためには、安心して子どもを預けることができる環境が必要であるため、保育所を運営し、子どもの健全育成を図るとともに保護者の就労を支援します。 町の主要施策として、埴町長期総合計画（H23～R2）において、保育園・幼稚園では、保育士・教諭の資質向上、施設・設備の改修等に努め、きめ細かな保育・教育を推進していきます。0歳児からの乳児保育や、延長保育・預かり保育など、保護者の多様な就労形態に対応したサービス展開に努めることとしています。						
事業開始年度	令和3年度	事業終了（予定）年度	令和3年度				
事業期間の設定理由	単年度ごとの事業であるためです。						
交付金事業の成果目標及び成果実績	成果目標	成果指標		単位	評価年度	令和3年度	
	待機児童0人	待機児童数	成果実績	人	0		
			目標値	人	0		
			達成度	%	#DIV/0!		
	評価年度の設定理由						
	単年度事業であるためです。						
	交付金事業の定性的な成果及び評価等						
	待機児童の発生を抑えることができました。						
評価に係る第三者機関等の活用の有無							
無							
交付金事業の活動指標及び活動実績	活動指標			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	保育士の雇用量 ＝保育士の人数（人）×雇用期間（月）		活動実績	人	98	98	84
			活動見込	人	90	90	105
			達成度	%	108.9%	108.9%	80.0%

交付金事業の総事業費等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
総事業費	5,772,081	7,284,177	7,264,455	
交付金充当額	5,228,000	4,749,000	4,762,000	
うち文部科学省分				
うち経済産業省分	5,228,000	4,749,000	4,762,000	
交付金事業の契約の概要				
契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額	
保育所職員の人件費	直接雇用	保育士2名	7,264,455	
交付金事業の担当課室	総務課			
交付金事業の評価課室	総務課			

- (備考) (1) 事業ごとに作成すること。
- (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
- (3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
- (4) 交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該都道府県又は市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
- (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
- (6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。
- (7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。
なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
- (8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。
なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。
- (9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
- (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合には、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
- (11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
- (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。
- (13) 交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。